

## 公益財団法人さいたま市産業創造財団

### 令和2年度 事業計画

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

令和2年度は、平成30年度からの「中期経営計画」最終年度にあたる。さいたま市の経済諸施策の実行部隊として、この計画を着実に実行していく。

時代の変化のスピードに対応し、ニーズに即した支援を、関係機関と連携して地域一体となって実施していきたい。

#### 【経営支援・金融課事業計画の概要】

経営支援・金融課事業では、創業間もない事業者や創業予定者に対し、早く事業が軌道に乗るための支援を行うとともに、ビジネスプランコンテストやアイデアソンなどを通じて、潜在的創業者の掘り起こしにも取り組んでいく。

また、金融機関との連携強化や企業規模の拡大を志向する事業者への支援プログラムを実施し、企業の成長を促進し、市内を代表するような企業となり得るための支援を展開する。

金融業務においては、市内企業の資金繰りに関する相談や制度融資の受付業務を通じて、円滑な資金調達に資する取り組みを行う。

#### 【イノベーション推進課事業計画の概要】

イノベーション推進課事業では、ドイツバイエルン州との技術交流の一層の進展、さいたま医療ものづくり都市構想の第2期行動計画に基づく医療機器分野への参入支援・事業拡大、IT、IoTを活用したスマート化の支援を、引き続き実施する。また、リーディングエッジ認証企業同士の連携を加速させることで国際競争力の一層の向上支援を目指すとともに、シンガポールを中心としたアジアへの展開及びさいたま市と姉妹都市であるアメリカピッツバーグ市の企業や大学とさいたま市企業の連携支援に着手する。

さらに、オープンイノベーションを実現するため、年間を通じたビジネスマッチングと事業化案件の創出を図る。また、さいたま市等と共同で運営するBIZ SAITAMA等技術マッチングの充実を目指す。

東日本連携センターは大変利便性が高いので、各種事業で積極的に活用する。

#### 【勤労者福祉サービスセンター事業計画の概要】

ワークジョイスaitamaでは、市内中小企業勤労者の福祉の向上と地域の中小企業の振興に寄与することを目的に、勤労者福祉事業を実施している。

令和2年度は、会員満足度の向上と会員数の拡大による安定運営を目指し、経営健全化計画に則った施策を実施する。

会員数拡大事業では、入会金・会費無料キャンペーンやPR方法を充実し、認知度を高めることで会員増につなげ、安定した事業運営を行っていく。また、慢性的な人手不足の業種にターゲットを絞り、更なる会員増を図る。

サービスの充実では、全国で利用できる提携先の拡大、インターネットを活用したサービスの拡大により、会員の皆様の利便性の向上や利用増につなげ、会員の満足度向上を図っていく。

## 1. 創業／新事業創出支援事業

### (1) 創業者支援事業（定款第4条第1項第2号）

創業者／創業予定者への啓発・課題解決支援等を行うセミナーを開催し、早期に事業を軌道に乗せるためのよりきめ細かい支援を展開していく。また、令和元年度に引き続き、潜在的創業者の掘り起こしに繋げる創業イベントとしてアイデアソンを開催する。

《目標：創業者数50件（内 女性14件、若年者11件）》  
・セミナー及びアイデアソン 年7回程度開催

### (2) ビジネスコンテスト運営事業（定款第4条第1項第2号）

さいたま市内で事業展開を考えているビジネスプランコンテスト「世界を変える起業家ビジコン in さいたま」を実施。優秀な新事業計画を発掘し、事業計画作成からサポートを行う。

・年1回開催

### (3) ベンチャー企業発掘・支援事業（定款第4条第1項第2号）

将来の株式上場や会社の規模拡大を志向するさいたま市のリーディングカンパニーとなりうる事業者に対して、勉強会やセミナーなどの場を通じて、企業の成長に繋がる支援を実施する。

### (4) 新ビジネス／新事業創出支援事業（定款第4条第1項第2号）

研究会や勉強会を通じて、地域資源の活用や地域の課題解決に資する新たな地域ビジネスや地域ブランドの創出を目指す。

## 2. 相談事業

### (1) 窓口相談事業（定款第4条第1項第1・2号）

利用者の利便性向上を図るべく、財団窓口に加え、出張相談窓口（区役所、図書館等にも協力してもらう形）を更に充実させ、より多くの企業や創業者に利用いただく。

### (2) 専門家派遣事業（定款第4条第1項第1・2号）

創業者や事業拡大・経営革新を図る企業等の支援を中心に、様々な経営課題に対し登録専門家を派遣する。従来の支援に加え、経済産業省のスマートものづくり応援隊事業（4年間実施）で育成した“IoT導入支援専門家”による企業へのIoT導入支援を強力に推進する。

《目標：年間25社》

### (3) 金融機関連携成長支援事業（定款第4条第1項第1・2号）

金融機関との連携支援の枠組みをベースとして、コーディネータを配置し、企業の

成長を支援していく。また、より専門性の高い専門家を派遣し、支援企業の事業目標を達成を支援する事業に挑戦する。

《目標：年間45社（専門家派遣）》

### **3. 新商品開発／マーケティング支援事業**

#### **(1) 販路開拓支援事業（定款第4条第1項第1号）**

販路開拓を支援するため、支援企業が出展する国内外の展示会費用や販路開拓に係る費用を補助し、早期に売上に結びつくような支援を実施する。

### **4. 広報事業**

#### **(1) 広報事業（定款第4条第1項第3号）**

財団の支援事業及び支援先企業の活用事例を周知し、財団利用の促進を図る。

### **5. 産学連携推進事業**

#### **(1) 産学連携推進事業（定款第4条第1項第1・2・4・6号）**

さいたま市と埼玉県が共同で設置し、公益財団法人埼玉県産業振興公社と共同運営する「産学連携支援センター埼玉」にコーディネータや職員を配置し、下記の業務を推進するとともに海外の大学や研究機関等との連携のためのスキームの構築も目指す。

##### **① 産学連携相談**

支援センターの窓口を中心に、産学連携に関する各種相談に応じる。

##### **② 共同研究体の形成・支援**

研究開発型企業のニーズ発掘を中心に、産学官による共同研究体の形成、競争的資金の獲得支援等を行う。

《目標：産学連携マッチング件数45件、コンソーシアム組成件数8件》

##### **③ さいたま市研究開発人材高度化タスクフォース事業の実施**

大学や研究機関等の研究室と連携し、市内中小企業と大学、双方の研究開発人材の高度化を目指す共同研究を実施する。

・3件

### **6. 次世代高度ものづくり企業の発掘と育成**

#### **(1) 次世代高度ものづくり企業の発掘と育成（定款第4条第1項第1・3号）**

技術力の高い研究開発型ものづくり企業をリスト化し「さいたまものづくりプラットフォーム企業」として重点支援する。IoTを活用した生産性向上支援、BIZ S A I T A M A等オープンイノベーションの機会を通じたビジネスマッチング支援やも

のづくりエリート養成塾等を通じた成長支援を推進する。

《目標：年間ビジネスマッチング件数 340件、事業化件数 30件》

## **7. リーディングエッジ認証企業支援事業**

### **(1) イノベーション創出支援事業（定款第4条第1項第1・2号）**

認証企業の高度な技術力をベースとした技術革新や新事業分野への展開を支援する。市場化に向けてはソリューション営業力の向上も支援していく。

### **(2) 国際競争力向上支援事業（定款第4条第1項第1・2・3号）**

認証企業が世界的確な市場対し的確な戦略をもって国際展開を行うため、戦略立案、海外現地調査、海外展示会出展の支援を行う。

### **(3) 高度人材獲得・育成支援事業（定款第4条第1項第1・4号）**

認証企業の新事業展開や国際展開を担っていく高度人材の確保・育成を支援するために、専門家の派遣や集合研修等を実施する。

## **8. 医療ものづくり都市構想推進支援事業**

### **(1) 医療ものづくり都市構想推進支援事業（定款第4条第1項第2・3号）**

さいたま市が掲げる「医療ものづくり都市構想」に基づき、研究開発型ものづくり企業の医療機器やヘルスケア関連分野への新規参入・事業拡大を支援する。医療機器メーカー、医学会等とのマッチング、試作品開発、医薬品医療機器等法申請、市場化までの支援をすべく、コーディネータを配置し、事業化が見込まれる案件の創出及び事業化の加速を目指す。

《目標：事業化見込案件の創出件数50件》

## **9. 国際展開支援事業**

### **(1) 国際展開支援事業（定款第4条第1項第1・2・3号）**

2019年11月のさいたま市とニュルンベルグ市のMOU締結を受けて、ドイツバイエルン州の産業クラスター「クラスターメカトロニック&オートメーション」及び「フォーラムメドテックファルマ」との交流を一層強化し、ドイツの展示会への出展、共同での人材育成研修等を通じ、研究開発型ものづくり企業の国際展開を支援する。

《目標：国際展開支援案件の発掘件数 6件》

### **(2) 海外新市場開拓支援準備事業（定款第4条第1項第1・2・3号）**

シンガポールを中心としたアジアへの展開及びさいたま市と姉妹都市であるアメリカピッツバーグ市の企業や大学とさいたま市企業の連携支援に着手する。

## 10. 融資事業

### (1) 融資事業（定款第4条第1項第11・12号）

さいたま市の融資制度に係る受付業務を受託し、相談から受付まで中小企業者及び創業者の資金ニーズに迅速に対応するとともに、支援事業とも連携して企業の支援と地域産業の振興を図る。

#### ① 既存融資制度の推進及び管理

- ・ 融資制度の周知及び広報
- ・ 融資の相談、受付に係るさいたま市との連絡調整
- ・ 融資枠の照会、調査及び中小企業診断士への診断依頼
- ・ 出張相談会の実施
- ・ セーフティネット保証の認定申請の相談、受付及び認定手続きに係るさいたま市との連絡・調整
- ・ 取扱金融機関への各種報告依頼及び報告内容の処理

#### ② 戦略的融資制度の推進

年末の資金需要に対応する「緊急特別資金融資制度」について、引き続き年末資金ニーズ等に対応すべく実施を検討していく。

#### ③ 融資制度の利用促進と利便性の向上

制度融資の更なる利用促進を図るとともに、市内事業者の資金需要により迅速に対応するため、利用者の制度融資に対するご意見等を基に、引き続き利便性の向上に資する検討を行い、利用を促進していく。

## 11. 競争的資金事業

### (1) 戦略的基盤技術高度化支援事業（定款第4条第1項第2・6号）

経済産業省の委託を受け、戦略的基盤技術高度化支援事業の事業管理機関としてプロジェクトを運営する。

- ・ 平成30年度からの継続案件（1件）

## 12. 勤労者福祉事業

### (1) 勤労者福祉に係る調査研究事業（定款第4条第1項第8号）

勤労者等の要望に応じた勤労者福祉事業を実施するため、余暇施設、余暇活動福利厚生等についての調査研究を実施する。

- ・ 勤労者福祉サービス検討委員会の開催
- ・ 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター東日本ブロック会議への出席
- ・ 埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会への出席
- ・ 指定都市中小企業福祉共済団体連絡協議会への出席

- ・全国中小企業勤労者福祉サービスセンター職員研修への出席

## (2) 中小企業勤労者の福利厚生事業（定款第4条第1項第10号）

勤労者等が豊かで充実した生活を送れるよう各種事業を実施する。

### ① 慶弔等給付事業

入学・結婚・出生などの祝金、傷病による休業見舞金の給付を行う。

### ② 健康維持増進事業

人間ドック・脳ドック受診料の一部補助（限度額4,000円）を行う。

### ③ 余暇活動援助事業

#### (ア) 宿泊・日帰りバス旅行補助事業

提携している旅行代理店で宿泊を伴う旅行をした場合、3,000円を、また、日帰りバス旅行をした場合、2,000円を、それぞれ年1回まで補助を行う。

#### (イ) レジャー施設利用補助事業

レジャー施設の入場券やフリーパス券等を購入する際に一部補助を行う。

#### (ウ) 各種チケットのあつ旋事業

コンサート、スポーツ観戦チケット及びジェフグルメカードや図書カードの金券等の割引販売を行う。

#### (エ) レクリエーション事業

苺やみかん等の農産物収穫体験費用の一部補助を行う。

#### (オ) 自己啓発事業

親子参加型の教室等を開催する。

### ④ 生活資金融資事業

結婚、出産、教育等生活に必要な資金に対し融資を行う。

### ⑤ その他

- ・専門家派遣費用補助事業

会員事業所が従業員の福祉の向上につながる財団実施の専門家派遣を利用した際、事業所に対し費用の一部補助を行う。

## (3) 勤労者福祉に関する情報提供事業（定款第4条第1項第3号）

勤労者等の要望に応じた勤労者福祉事業の紹介及び当センターが実施する各種事

業等についての情報を提供する。

- ・センターニュース「ワークジョイさいたま」の発行（36,000部／計4回）
- ・ガイドブックの発行（10,000部／1回）
- ・ホームページの運営

#### **（４）勤労者福祉事業の推進に関する事業（定款第４条第１項第９号）**

勤労者福祉の向上や安定した事業運営を図るため、会員数拡大事業を実施する。

- ・事業推進員及び職員による加入促進
- ・新規加入事業所に対するキャンペーン
- ・各種メディア等を利用した広報啓発事業
- ・市イベント等協賛広告等による広報啓発事業
- ・金融機関と連携した会員数拡大事業

### **13. 職員厚生事業**

#### **（１）職員厚生事業（定款第４条第１項第１３号）**

職員の福利厚生の一環として設けている「職員厚生給与金規程」に基づき、職員に厚生給与金の支給を実施する。